

ともに学び ともに育ち ともに生きるために

「子どもの権利条約」をふまえて

世界には、およそ23億人の子どもが暮らしています。その中には・・・

戦争で親を失った子ども	自ら兵士となって戦いに出る子ども
食べるものも住む場所もない子ども	学校にも行けずに働かなければならない子ども
病気で苦しんだりしている子ども	家族と離れて生活しなければならない子ども
暴力をうけたり、社会から無視されている子ども	・・・

さまざまな困難に遭遇している子どもたちがいます。

このような子どもたちの生命や生活を守り、世界のすべての子どもたちの幸せを保障するために、1989年11月、国連で「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が制定されました。日本政府はこの条約を1994年に批准し、世界で158番目の条約締結国となりました。

条約は、54条から成り、

世界中のすべての子どもたちが健康で、幸せに生きていくことをめざすものとなっています。

日本は世界の中では豊かな国の一つです。

しかし、子どもたちの状況はどうでしょうか・・・。

いじめやからかいによって傷つき、悩んでいたり、
学校に来られなくなったりする友だちはいませんか。
周りと違うということで差別を受け、悲しんでいる友だちはいませんか。
他の人からの暴力におびえている友だちはいませんか。

条約には、差別の禁止や教育への権利、思想・良心・宗教の自由など、皆さんにも関係のある条文がたくさんあります。子どもの権利条約を理解し、自分のまわりのことだけでなく、世界のことや、さらには自分の生き方を考えてもらいたいという願いから、条約の内容をわかりやすく紹介してみました。興味のある人は権利条約の本文を、読んでみましょう。(ユニセフのホームページで読むことができます。)



ふじキュン♡

**世界中のすべての子どもたちが
幸せになれるにはどうしたらよいのだろう？
友だちや家族と一緒に考えてみよう。**



藤沢市教育委員会

子どもの権利条約「4つの柱」

子どもの権利条約は、世界中のすべての子どもたちがもっている「権利」について定めた条約です。

この条約は次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。そして、子どもにとって一番いいことを実現しようとしています。

1 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。



【第3条】 子どもの最善の利益

子どもに関係あることを行うときには、子どもにとってもっともよいことを考えなければなりません。

【第5条】 保護者の権利と義務

親（保護者）は子どもの心や体の発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。

【第6条】 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国は、子どもが元気に生きて健やかに育つよう全力を尽くしてその権利を守らなければなりません。

【第24条】 健康・医療への権利

子どもは、病気になった時や、けがをした時には、治療を受けることができます。



2 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得ること、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するために、とても重要です。



【第28条】 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。また、学校のきまりは、子どもを人間として尊重した上で守られなくてはなりません。

【第29条】 教育の目的

教育は子どもが自分のもっているよいところを十分に伸ばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされることや、みんなと仲良くすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

【第31条】 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

【第23条】 障害児の権利

心や体に障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが尊重され、自立と社会参加のため、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

3 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障がいのある子ども、少数民族の子どもなどは、特別に守られる権利を持っています。



【第2条】 差別の禁止

世界にはたくさんの子供がいます。どの子どもも、心身の障がい・人権・肌の色・性別・宗教・社会的出身などによって、差別されることはありません。

【第8条】 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみに奪われることのないように守らなくてはなりません。

【第19条】 虐待・放任などからの保護

子どもはいじめや体罰、虐待などあらゆる暴力から守られなければなりません。また、これらのことから保護される権利があります。

4 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動したいすることができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてのルールを守って、行動する義務があります。

【第12条】 意見表明の権利

子どもは自分に関係することについて自由に意見を言える権利があります。また、その意見は子どもの年齢や発達段階に応じて、正当に重視されなくてはなりません。

【第13条】 表現の自由

子どもは自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利を持っています。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。

【第15条】 結社・集会の自由

子どもは、他の人たちと自由に集まって会を作ったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、他人に迷惑をかけないようにしなければなりません。

【第16条】 プライバシーの保護

すべての子どものプライバシー、家族のこと、住居、電話、手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、個人の名誉を保護されます。



子どもの権利があるということは…

* 「好き勝手にできる」「わがままでいい」ということではない。

子どもの権利があるからといって、何でも好き勝手にしていいというわけではありません。子どもは、保護者に守られ、育てられている存在です。精神的にも未熟な部分がたくさんあります。

保護者には子どもを育てる責任があり、子どもの年齢に応じた適切なアドバイスをする責任があるのです。

* 自分が尊重されるだけでなく、他の人の権利も尊重する。

私たちは、“社会”の中で生きています。一人ひとりが同じように“権利”を持っています。あなたの権利と同じように、周りの人たちの権利も大切にされなければなりません。権利を主張するということは、自分の意見を押し通すことではなく、「お互いの権利を尊重し合う」ということなのです。

* みんな平等に“生きる権利”を持っている。

生きる権利は「子ども」も「大人」も平等に持っています。私たちは一人ひとり、名前も、顔も、性格も、好きなものも、考え方も、ちがいます。しかし、一人ひとりの命の大切さに差はないのです。

学校が、だれもが楽しく安心して勉強できる場所であるためには、一人ひとりが、お互いのちがう点を認め合い、他の人の気持ちを考えて行動することが大切です。

「子どもの権利条約」の条文(抜粋)

第1条 子どもの定義

第2条 差別の禁止

第3条 子どもの最善の利益

第4条 締約国の実施

第5条 親の指導の尊重

第6条 生命への権利、生存・発達の確保

第7条 名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利

第8条 アイデンティティの保全

第9条 親からの分離禁止と分離のための手続き

第10条 家族再会のための出入国

第11条 国外不法移送・不返還の防止

第12条 意見表明権

第13条 表現・情報の自由

第14条 思想・良心・宗教の自由

第15条 結社・集会の自由

第16条 フライバシー・通信・名誉の保護

第17条 マスメディアへのアクセス

第18条 親の第一次的養育責任と国の援助

第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護

第20条 家庭環境を奪われた子どもの養護

第21条 養子縁組

第22条 難民の子どもの保護・援助

第23条 障害児の権利

第24条 健康・医療への権利

第25条 医療施設等に設置された子どもの定期的審査

第26条 社会保障への権利

第27条 生活水準への権利

第28条 教育への権利

第29条 教育の目的

第30条 少数者・先住民の子どもの権利

**第31条 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的
生活への参加**

第32条 経済的搾取・有害労働からの保護

第33条 麻薬・向精神薬からの保護

第34条 性的搾取・虐待からの保護

第35条 誘拐・売買・取引の防止

第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護

第37条 死刑・拷問の禁止、自由を奪われた
子どもの適正な取り扱い

第38条 武力紛争における子どもの保護

第39条 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰

第40条 少年司法

第41条 既存の権利の確保

※ 太字・下線は、今回といあげた条文です。